

## 黒い雨体験者相談・支援事業と巡回相談会

原子爆弾投下直後に降った黒い雨による健康不安をお持ちの方の相談に保健師や医師、臨床心理士が応じます。

《対象》※以下の全てに該当される方

- ・安芸高田市に住居登録のある方
- ・被爆者健康手帳、または第1種健康診断受診者証の交付を受けていない方
- ・本市等が被ばく地域の拡大を求めている地域内において、原爆投下直後に降った黒い雨を体験され、現在健康に不安をお持ちの方

《巡回相談までの流れ》

- ① 社会福祉課で相談申込を受け付け、保健師による健康相談を実施（医師、臨床心理士への相談をご希望の方には、問診票等を作成し、広島県へ相談会の申し込みをします）
- ② 社会福祉課から県へ事業の利用と相談会の予約
- ③ ご自身で相談会場へ

《申込受付窓口》

社会福祉課 社会福祉係

《巡回相談会》（県保健師、医師、臨床心理士へ相談をご希望の方）

開催日	場所	予約締切日
6月28日(木)	豊平保健福祉総合センター	6月14日(木)
7月19日(木)	安佐公民館	7月5日(木)
8月23日(木)	湯来南公民館	8月9日(木)
9月13日(木)	安佐南区総合福祉センター	8月30日(木)
10月25日(木)	川・森・文化・交流センター (安芸太田町)	10月11日(木)
11月8日(木)	安佐北区総合福祉センター	10月25日(木)
12月20日(木)	佐伯区役所別館	12月6日(木)
1月17日(木)	安芸区総合福祉センター	12月27日(木)
2月14日(木)	安公民館	1月31日(木)

※巡回相談会は13時から17時です。

※保健師相談は随時受け付けます。

■利用費の助成があります

※相談を受けるため、公共交通機関やタクシーを利用し、400円以上の交通費を負担された方は、領収書をお持ちください。

※医師相談を受けるため健康診断費を負担された方は領収証等証明できるものをお持ちください。

☎社会福祉課 社会福祉係 担当：黄幡  
☎お太助フォン 42-5615 42-2130



使用者からの料金等をもとに運営している上水道・下水道。その現状と、料金適正化に向けての審議会の内容などをシリーズでご紹介します。

## 上水道・下水道の



今、そしてこれから

全4回の審議会が終了しました

3月22日(木)に最後の審議会となる「第4回上下水道料金審議会」が開かれました。会では市長への答申案の確認、説明が行われ、出された意見を反映させたものを最終的に取りまとめ、市長へ答申することが決定されました。今回はここまで行われた全4回の審議会内容を振り返ります。

### 第1回 上下水道の現状と課題の確認

施設の維持管理運営を行う経費が料金で賄えず、不足した財源を一般会計から繰り入れている現状の確認と、人件費などの経費削減や下水道計画の見直しなどこれまで行ってきた取り組みなどを説明し、これを受けた審議会では料金改定を含めた適切な水道料金の検討を進めることが確認されました。(広報12月号掲載)

### 第3回 今後の料金体系の検討

上下水道とも、料金改定率が20%となる料金体系案をそれぞれに示しました。審議会では活発な意見交換がなされ、料金体系案が決定し、答申案を作成することが確認されました。(広報3月号掲載)

### 第2回 改善目標・改定率の検討

市の財政健全化計画を説明し、それを目標額とする料金改定率20%値上げの方針で検討を進めることが確認されました。(広報2月号掲載)

### 第4回 答申案の確認

作成した答申案を審議会を確認し、指摘事項などを踏まえ、答申を修正し、市長へ答申することが確認されました。

※第審議会の内容や資料については、市ホームページでご覧いただけます。  
<http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/gesui/q114/>



☎上下水道課 業務係 ☎お太助フォン 47-1203 47-1206

## 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

国民年金保険料の納付期限は、法令で「納付対象月の翌月末日」と定められています。納付期限までに保険料を納めないと障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合がありますので、忘れずに納めてください。

《納付方法》

- ・日本年金機構から送付される納付書により、金融機関、郵便局、コンビニで納付
- ・クレジットカードによる納付、電子納付

■平成30年4月分～平成31年3月分までの保険料

月額16,340円

■国民年金前納割引制度

まとめて前払いすると割引が適用されます。

■付加保険料制度

定額保険料に、付加保険料を上乗せして納めることで、将来の年金額を多く受け取ることができます。

保険料の未納が続くと…

日本年金機構では、保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は延滞金が課されるだけでなく、「納付義務のある方\*」の財産を差し押さえることがあります。

※納付義務のある方

被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主

■免除等の申請

所得が少ないなど、保険料の納付が困難な場合は、免除や猶予される制度がありますので、お近くの年金事務所または保険医療課(☎42-5619)・各支所窓口係に相談してください。

☎三次年金事務所 ☎0824-62-3107

## 軽自動車税の減免申請を受け付けます

障害をお持ちの方は申請により軽自動車税が免除される場合があります。

《対象》

平成30年4月1日現在、身体障害者手帳等を所持されている方。(認定の等級や障害の部位によっては、減免の対象とならない場合があります)

《対象車両》

障害者本人が所有する軽自動車(軽自動車・原動機付自転車等)で次のいずれかに該当するもの

- 障害者本人が運転する軽自動車
  - 障害者と生計を同じくする方が、その障害者のために運転する軽自動車(障害者の年齢が18歳未満、または障害の状態が重い方の場合は、生計を同じくする方の所有でも可)
  - 障害者のみの世帯で、障害者を常時介護する方が、その障害者のために運転する軽自動車
- ※減免できる車両は、障害者1名につき1台です。  
※普通自動車で減免を受ける場合は、軽自動車税の減免を受けることはできません。  
※タクシー券の交付を受ける方は、交付枚数が半分に なります。

《必要書類など》

- ・減免申請書(用紙は税務課、または各支所窓口係にあります)
  - ・手帳(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳など)
  - ・車検証(または標識交付証明書)
  - ・運転される方の運転免許証
  - ・印鑑(認め印)
  - ・軽自動車税納税通知書(届いた場合のみ、納付せずに申請するときに窓口にお持ちください)
  - ・納税義務者のマイナンバーカード(または個人番号通知カード)
- ※納税義務者以外が申請される場合、他に書類が必要となる場合があります。(代理の方の本人確認書類、委任状等)

《申請期限》5月24日(木)

※昨年度の申請により減免を受けた方も、改めて平成30年度の申請が必要です。

《申請窓口》

・税務課 ・各支所窓口係

☎税務課 市民税係 担当：末島  
☎お太助フォン 42-5614 42-2130

